

令和6年度 杉並区総合教育会議 次第

令和6年5月8日
午前10時00分から
第3・4委員会室

1 開会

2 区長挨拶

3 教育長・教育委員自己紹介

4 議題

(1) 危機管理及びコンプライアンスの観点から考える区長部局と

教育委員会の連携について

(2) いじめ問題について

5 閉会

<資料>

資料1 委員名簿

資料2 席次表

資料3 区立小学校児童の水筒への異物混入について

資料4 公益通報の公表について

資料5 指導要録保存状況の一斉緊急点検における確認漏れについて

資料6 会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等について

資料7 杉並区におけるいじめ対策の強化について

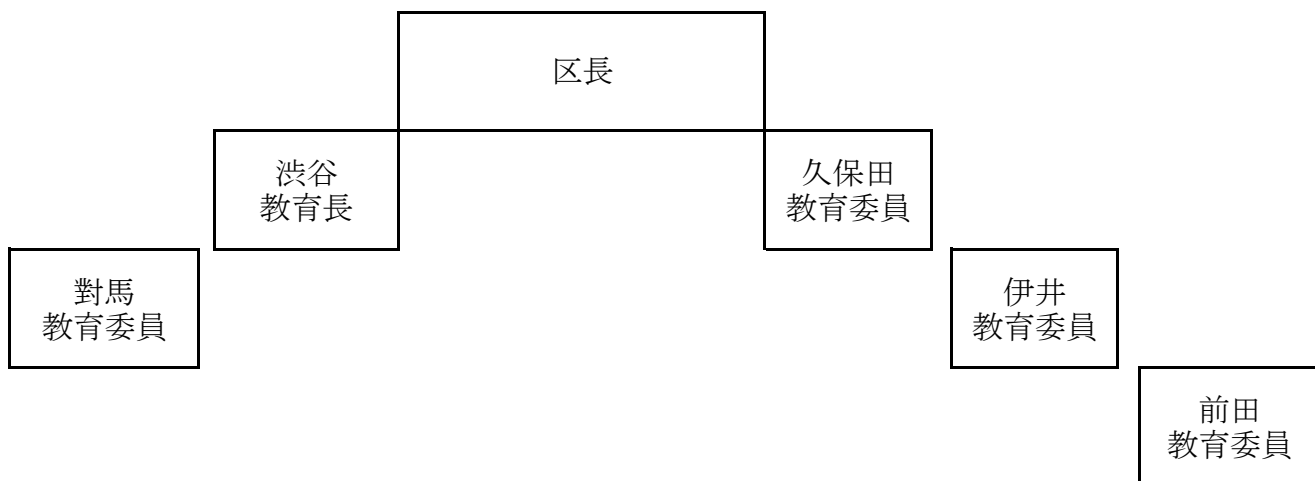
参考資料 令和4年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

杉並区総合教育会議 委員名簿

令和6年5月8日現在

区分	職 名	氏 名
杉並区	区長	岸本 聡子
杉並区 教育委員会	教育長	渋谷 正宏
	委員	對馬 初音
	委員	久保田 福美
	委員	伊井 希志子
	委員	前田 小百合

総合教育会議 席次表



学校整備・ 支援担当部 長	教育政策 担当部長	教育委員会 事務局次長	渡辺 副区長	白垣 副区長	総務部長	総務課長
教育相談担 当課長	済美教育セン ター統括指導 主事	済美教育セン ター統括指導 主事	済美教育セン ター所長	庶務課長	政策経営 部長	企画課長
学校整備担 当課長	学校整備 課長	就学前教育 支援センター 所長	学務課長	生涯学習推 進課長	子どもの居 場所づくり担 当	学校支援課 長
中央図書館 長						

区立小学校児童の水筒への異物混入について

令和6年2月及び3月に区立小学校2校において、児童の水筒へ異物が混入されたと思われる案件が発生しました。

つきましては、2つの事案の概要と、学校及び教育委員会の対応を下記のとおり報告します。

記

1 事案の概要及び学校の対応

(1) 事案1：杉並第九小学校

概要	令和6年2月19日（月）午後5時過ぎ、児童が学校に持参し、家へ持ち帰った水筒のお茶を口に含んだところ、塩素系洗剤のような臭いに気づき直ちに吐き出した。当該児童は翌日には通常どおり登校した。
学校の対応	2月19日（月） 家庭から学校に連絡 2月21日（水） 学校から済美教育センターに一報 2月26日（月） 学校から警察に相談 学年保護者会にて報告 2月27日（火） 全学年対象の臨時保護者会を開催

(2) 事案2：桃井第四小学校

概要	令和6年3月14日（木）午前11時30分頃、教室で児童が学校に持参した水筒の水を口に含んだところ、石けん水のような異常な味を感じ直ちに吐き出した。当該児童は翌日には通常どおり登校した。
学校の対応	3月14日（木） 教員から管理職に報告 学校から済美教育センターに一報、学校から警察に相談 3月16日（土） 全学年対象の臨時保護者会を開催

2 原因

次の原因が考えられる。

- ・薬品類の管理についての意識が低かったこと
- ・水筒等、直接口にするものの管理が不十分であったこと
- ・人が不在になる教室の安全管理に関わるルールが不明確であったこと

3 教育委員会の対応

両事案について、済美教育センターに一報が入った時点で速やかに区長部局と情報共有を行った。その上で、次の対応を行った。

(1) 事案1を受けて

- ・2月21日（水）に全区立学校・子供園に、消毒液等の管理の徹底について電子メールで依頼した。
- ・2月27日（火）に全区立学校・子供園に、2月21日の内容に加えて、外部から校内への侵入等に関する安全管理の徹底についても電子メールで依頼した。
- ・3月6日（水）に全区立学校に「防犯カメラの管理について」を通知した。

- ・ 3月6日（水）から3月25日（月）まで、杉並第九小学校の校門警備員を日中も配置した。
- ・ 3月7日（木）に全区立学校・子供園に、「学校・園における安全管理の徹底について」を通知した。

(2) 事案2を受けて

- ・ 3月14日（木）に全区立学校・子供園に、水筒の管理を含む学校の安全管理について再度の注意喚起を電子メールで行うとともに、「学校・園における安全管理の再徹底について」を通知した。
- ・ 3月15日（金）夕方に、杉並区ホームページへの掲載及びプレスリリースを行った。
- ・ 3月18日（月）夕方、臨時校長会を開催し、安全管理の再徹底について周知した。

4 現在の状況

- ・ どちらの事案も、警察の捜査中である。

5 教育委員会による再発防止策

以下の内容について、全区立学校・子供園に周知し、必要に応じて指導・助言した。

(1) 持ち物の取扱い

- ・ 学校・園が幼児・児童・生徒が持参した持ち物の適切な管理を行う。
- ・ 不要物を学校・園に持ち込まないよう指導するとともに、特に水筒等子どもが直接に口にするものについては、置き場所や管理方法についてきまりの確認及び徹底を行う。

(2) 全教職員による安全指導体制の整備

- ・ 「杉並区立学校（園）危機管理マニュアル」等をもとに、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた薬品の管理体制を再確認する。なお、感染症予防のために使用した消毒液等においても適切に管理されているか再確認を行う。
- ・ 教職員による校内巡視のきまりを再確認し、空き教室や校舎裏等、人目につきにくい場所の管理体制の確認及び徹底を行う。
- ・ 学校が作成した危機管理マニュアルや避難訓練実施計画等に基づき、不審者侵入防止の観点からチェック体制が確立されているか再確認を行う。
- ・ 校門付近に設置している防犯カメラの動作状況を定期的に点検するなど、適切な運用を行う。
- ・ 人事異動等もあることから、年度初めに学校の対応方法等を確実に引き継ぐ。

6 各区立学校・子供園において見直しを図った安全管理に関するきまり等の例

(1) 水筒の管理

- ・ 各自のかばんやランドセルの中に入れて管理する。
- ・ ロッカーの上など、決められた場所でまとめて管理する。
- ・ 教室を移動する際は水筒を持っていき各自で管理する。
- ・ 学校内への水筒の持ち込みについて時期を限定して許可する。

(2) 薬品等の管理方法

- ・ 洗剤・漂白剤については、教科準備室や職員室、主事室等、幼児・児童・生徒が自由に出入りすることのできない部屋で管理する。
- ・ 手指消毒液については教員が管理し、幼児・児童・生徒が必要なとき（給食等）のみ使用できるようにする。
- ・ 教室内の決まった場所に手指消毒液を設置し、教員の管理のもと使用する。
- ・ 特別教室には常置せず、教科担当教員が管理する。

公益通報の公表について

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例（平成 16 年杉並区条例第 3 号）第 9 条及び同条例施行規則（平成 16 年杉並区規則第 26 号）第 8 条第 1 項の規定により、令和 6 年 1 月 26 日付け、公益通報を公表いたしました。

1. 通報の件名

- (1) 済美教育センター元会計年度任用職員 A による業務における私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出し
- (2) 済美教育センター会計年度任用職員 B による勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤
- (3) 馬橋小学校の児童指導要録の紛失
- (4) 非常勤教員に係る不適切な人事配置

なお、(3) については、令和 5 年 11 月 28 日の文教委員会でご報告した「区立小中学校などにおける指導要録の紛失について」の事案における、個人情報情報を紛失した小学校 7 校のうちの 1 校です。

2. 経緯

令和 5 年 9 月 26 日に区長の附属機関である杉並区公益監察員に公益通報があり、同監察員による調査が行われ、11 月 30 日付けで調査結果報告書の提出を受けました。

その後、同報告書に基づき区による調査を実施し、現時点で判明している事実等について杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例に基づき公表するものです。

3. 公益監察員による調査結果の概要

- (1) 私有パソコンを用いていたことは事実として認められ、私有パソコンを利用していたということは情報資産を持ち出して利用していたといえる。
- (2) 勤務実態と合わない出退勤の修正が行われていたと認められる。また、自動車通勤を複数回行い、通勤手当についても交通機関を利用した前提で受領したことが認められる。
- (3) 故意に隠蔽等が図られていた事実は認められないが、適切な対応がとられなかったことについては、任務け怠があったと認めざるを得ない。
- (4) 不適切な配置に気づき、速やかに適切な人事配置が行われていることを確認した。

4. 資料

- 別紙 1. 済美教育センター元会計年度任用職員 A による業務における私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出し
- 別紙 2. 済美教育センター会計年度任用職員 B による勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤
- 別紙 3. 馬橋小学校の児童指導要録の紛失
- 別紙 4. 非常勤教員に係る不適切な人事配置

済美教育センター元会計年度任用職員 A による業務における 私有パソコンの利用及び私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出し

1 通報の内容

元会計年度任用職員 A は、済美教育センターの嘱託員として任用され、任期付常勤職員を経て、令和 2 年 4 月から令和 5 年 3 月に退職するまで会計年度任用職員として済美教育センターに勤務した。

元会計年度任用職員 A は、杉並区教育委員会が独自に実施してきた学力調査の分析において中心的な役割を果たしており、学力調査の委託業者から区へ納品された CD-ROM のデータを、自身の私有パソコンに取り込んで、学力調査の分析作業を行っていた。本来、私有パソコンを職場に持ち込み使用することは許されないが、元会計年度任用職員 A は「教育長付」という肩書を使用していたことで特別扱いがされていた。

また、元会計年度任用職員 A が退職する際、学力調査の分析結果等に関し適切な引き継ぎ及びデータの保管がされなかった。

2 公益監察員による調査結果及び公益監察員の意見

【業務における私有パソコンの利用について】

(1) 調査結果

複数の職員からの聴き取り調査の結果、元会計年度任用職員 A が長期に渡り、業務に従事する際、私有パソコンを用いていたことは事実として認められる。

(2) 公益監察員の意見

ア 元会計年度任用職員 A が私有パソコンで行っていた学力調査の分析にあたっては、各児童生徒の解答状況一覧も用いられており、少なくともこの情報資産は、杉並区情報セキュリティ対策基準（以下、「対策基準」という。）第 12 条 2 項（1）及び別表 1 から機密資産に定義される。

イ 対策基準において、機密資産を取り扱う場合、私有パソコンの使用は禁じられている。対策基準の施行（平成 29 年 4 月 1 日）前においても、杉並区職員の私有パソコン取扱要綱※にて所属課長（済美教育センター所長）による利用登録がない限り、その利用は禁じられていた。

ウ したがって、元会計年度任用職員 A による私有パソコンの利用は、対策基準及び杉並区職員の私有パソコン取扱要綱に反するものであり、A、当時の情報セキュリティ管理者（済美教育センター所長）及び平成 29 年 4 月 1 日以前にこれを黙認していた A の所属課長らに非違行為があったといわざるを得ない。

エ 本人への聴き取り調査を行うことはできなかったが、おそらく区から支給されたパソコンでは、その性能や仕様からして、学力調査の分析など自身の業務を行うことが不可能であったことから私有パソコンを用いていたと料する。そうであれば、少なくとも元会計年度任用職員 A の業務に支障を来さぬ程度の端末等が支給されるよう手続きをとるなど、取るべき他の方策があったことは念のため付言する。

※対策基準の施行に伴い、杉並区職員の私有パソコン取扱要綱に係る内容は対策基準に移行したため、同要綱は平成 29 年 3 月 31 日に廃止した。

【私有パソコンの利用に伴う情報資産の持ち出しについて】

(1) 調査結果

元会計年度任用職員Aの私有パソコンにて学力調査の分析結果等を利用していたということは、本件情報資産を持ち出して利用していたといえる。

(2) 公益監察員の意見

- ア 元会計年度任用職員Aは、対策基準第46条に基づき、退職する際に私有パソコンで利用していた学力調査の分析結果等を返却しなければならないところ、これを怠っていたことが認められる。
- イ 仮に自身の私有パソコンにあった本件情報資産を廃棄していたとしても、廃棄にあたっては対策基準第24条3項に基づき、情報セキュリティ管理者の承認を得なければならないところ、これを得ずに廃棄したといえる。
- ウ そもそも元会計年度任用職員Aは私有パソコンにて本件情報資産を利用していたということは、本件情報資産を持ち出して利用していたといえるが、それにもかかわらず、Aは対策基準第43条に基づく持ち出しの記録を作成・保管していない。
- エ さらに、私有パソコンを持ち帰っていたのであれば、これについても情報セキュリティ管理者の承認を得ていない以上、杉並区情報セキュリティ対策基準第21条（情報資産の持ち出し）に反する。
- オ 本件情報資産に係る情報セキュリティ管理者においても、適切な取扱い制限を行っていたかは極めて疑問が残る。少なくとも調査をした限りでは、適切な取扱い制限をした事情は窺われなかった。

3 区の対応

(1) 発生原因の分析

元会計年度任用職員Aは、前教育長及び現教育長に対し「教育長付」という肩書の使用について相談し容認されたことから、平成27年度から対外的にも「教育長付」という肩書を使用しており、特別扱いされていたことから、済美教育センター所長を含め複数の職員がAの私有パソコン利用を問題と認識していながらも黙認してきました。済美教育センターの組織風土にも原因があるといえます。

(2) 調査及び今後の対応

本件については、現在も事実確認の調査を行っているところです。調査終了後、必要に応じて、厳正に対処してまいります。

また、事案公表後速やかに、端末の適正な利用及び情報資産の適正な管理について職員に対し再周知いたします。今後の区の情報セキュリティに関する研修においても本事案を事例として紹介し、継続的に再発防止に努めてまいります。

済美教育センター会計年度任用職員Bによる 勤務時間の不正及び不適切な自動車通勤

1 通報の内容

会計年度任用職員Bは、勤務時間の定めのない専門非常勤として済美教育センターに任用されたが、令和2年度に会計年度任用職員制度が導入され、身分が会計年度任用職員に切り替わり勤務時間が定められた。

会計年度任用職員は、本来、始業時間の午前8時30分までに出勤し、かつ、出退勤時刻をICカードで打刻しなければならない。

しかし、会計年度任用職員Bは始業時間までに出勤せず、かつ、ICカードによる出退勤打刻を行わなかった。会計年度任用職員Bの出退勤に関しては、済美教育センターの職員が、勤務実態とは異なる出退勤時間に修正入力を行っていた。

また、会計年度任用職員Bは、専門非常勤の頃から自動車通勤を行っていた。会計年度任用職員に身分が移行され通勤手当が支給されるようになった後も、自動車通勤を複数回行っており、さらに通勤手当の支給を受けていた。

2 公益監察員による調査結果及び公益監察員の意見

【勤務時間の不正について】

(1) 調査結果

会計年度任用職員Bは、専門非常勤から会計年度任用職員に身分移行後も、勤務形態を変えることなく不規則勤務をしていたことから、令和2年4月から令和5年1月31日までほぼ連日にわたって、勤務実態と合わない出退勤の修正が行われていたと認められる。

(2) 公益監察員の意見

ア 会計年度任用職員Bは、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることにあたり、事前にそれまでの勤務形態での採用は行われないと説明を受けていたことからすれば、自身の出退勤管理が形式的には不正であることは少なからず認識していたといえる。

イ 他方で、会計年度任用職員Bは会計年度任用職員として採用されるに当たり、教育長から従前の働き方を変える必要はないかのごとく示唆されていたと述べ、実際に他の職員に依頼することなく、出退勤時間の修正が行われていたことからすれば、少なくともB単独で不正を行っていたとはいえない。

ウ 会計年度任用職員制度の導入によって、これまでと同様に業務に従事できない問題点を解消すべく、済美教育センターの組織全体として勤務実態とは合わない出退勤時間の修正をする方針をとっていたのではとさえ考えられる。

エ 当然のことながら、上記理由があったとしても勤務実態と合わない出退勤時の修正が許されることにはならない。実態にあった勤務管理がなされるべきであったといえる。

【不適切な自動車通勤について】

(1) 調査結果

会計年度任用職員Bについて、通勤手当の支給がなかった頃（会計年度任用職員に採用される令和2年度以前）から、自動車通勤を行い、通勤手当の支給がされるようになった以降も、自動車通勤を複数回行い、通勤手当についても交通機関を利用した前提での金額を受領していたことが認められる。

(2) 公益監察員の意見

- ア 会計年度任用職員Bの業務の性質上、学校間の移動等を余儀なくされることもあり、その際に公共交通機関を用いることによって移動時間を大幅に要してしまうことから、通勤手当の支給がなかった頃（会計年度任用職員に採用される令和2年度以前）から、自動車通勤を行い、事実上黙認されていたとのことである。
- イ しかし、手続きをとらずに自動車通勤をすること、また、これを黙認することは許されるわけではない。
- ウ 会計年度任用職員Bの通勤手当が実費精算での支払いでない以上、通勤手当の算出においての額に基づいて算出されたかを調査し、また、月に何回自動車通勤を行っていたか特定しない限り、通勤手当の不正受給の有無について判断することはできない。

3 区への対応

(1) 調査

会計年度任用職員B本人から聴取するとともに、当時の所属長及び関係管理職、出退勤の入力を行った済美教育センター職員等に対して聴取を行いました。その結果、本人及び関係者の証言から通報内容が事実であることが確認されました。

(2) 発生原因の分析

会計年度任用職員Bには平成28年度から「教育長付」という肩書がつけられており、それにより複数の職員がBの出退勤管理と自動車通勤を問題と認識していながらも黙認されてきたことは、済美教育センターの組織風土にも原因があるといえます。

(3) 今後の対応

会計年度任用職員Bの出退勤及び自動車通勤については、既に是正がされていますが、今後、さらに徹底した事実確認、調査を行ったうえで、給与の返還を請求することも含め厳正に対処してまいります。

なお、本件と同じ内容について、既に令和5年1月下旬に職員から、当時の教育委員会事務局の複数の管理職に対して調査の依頼がなされ、教育長にも報告がされていました。

また、同時期に杉並区監査委員により実施された定期監査において、不適切な出退勤管理等について注意を受けたため、それ以降は是正されましたが、注意を受けるまでの不適切な行為については十分な調査が行われず、職員のサービスを所掌する区長部局に対しても報告されませんでした。今後、これらの不作為に対しても、厳正に対処してまいります。

馬橋小学校の児童指導要録の紛失

1 通報の内容

令和5年9月に発覚した区立馬橋小学校の児童等の氏名・現住所・保護者氏名などが記録されている指導要録の紛失について、教育委員会事務局において調査など適切な措置がとられることなく隠蔽していることが疑われる。

2 公益監察員による調査結果及び公益監察員の意見

(1) 調査結果

令和5年9月に発覚した指導要録の紛失に関しては、故意に隠蔽等が図られていた事実は認められない。しかし、令和元年秋頃に職員が紛失事実を把握し、その内容を校長及び教育人事企画課長に報告したにも関わらず、適切な対応がとられなかったことについては、任務け怠があったと認めざるを得ない。

(2) 公益監察員の意見

ア 教育人事企画課から派遣された職員が令和元年秋頃に気づくまで、指導要録を紛失していることすら学校内で把握できておらず、杜撰な管理であったことは否めない。誤って廃棄された可能性が高いといえ、廃棄にあたってのチェック体制に問題があったことは明らかである。同小学校校長による指導要録保管状況の届け出が、確認することなくなされていたと指摘せざるを得ず、少なくとも校長の責任は否定できない。

イ 本件指導要録の紛失を気づいた職員は、その旨校長及び教育人事企画課長に口頭にて報告している。そうだとすれば、校長は教育委員会へ、教育人事企画課長は教育長にそれぞれ報告すべきであった。これについて故意に怠ったとまでは断定することはできない。

ウ 校長及び教育人事企画課長は、本件につき職員から報告を受けた以上、その後に何ら進展がないのであれば自らの責任で必要な確認、措置、連絡等をすべきであり、これらを行うことなく放置していたのであって、任務け怠があったと認めざるを得ない。

エ その後赴任した新たな校長においては、自身が全く関与していない過去の紛失であり、教育委員会には報告済であるとの引き継ぎを受けている。しかし、令和4年度、令和5年度の指導要録保管状況の届出について、形式的には事実と異なる内容であり、また、未だ服務事故として処理等が一切なされていない以上、新たな校長は済美教育センターまたは教育委員会に確認すべきであったとはいえる。この点について落ち度があったと認められる。

オ だれがどのように報告すべきなのか曖昧であったこと、教育委員会への報告がなされた後、教育委員会から対象学校へどのような連絡がなされるのか不明であることなど、制度的な問題もあったと考えられる。

3 区への対応

本件については、令和5年9月に事案発生後、済美教育センター指導主事による全校調査を実施し、10月10日に広報課を通じて報道機関に対して情報提供するとともに、区公式ホームページで事案を公表しました。

また本件に対する学校及び区への対応については、以下のとおり11月28日の令和5年第4回区議会定例会文教委員会へ報告しました。引き続き、再発防止策の確実な実施に努めてまいります。

(1) 学校内での調査

当該校において徹底して校内を捜索しましたが、発見には至っていません。学校における文書廃棄は、一般ごみとして排出するのではなく、契約業者に依頼して溶解処分を行っており、今回の事案は、他の文書に紛れた形での誤廃棄の可能性が高く、個人情報流失の可能性は低いものと考えます。

また、文書の管理状況や紛失の経緯について、過去に遡って調査を行っています。

(2) 卒業の確認について

卒業生の確認については、卒業生台帳で確認が可能であり、それを活用して卒業の証明書等の発行などに対応します。

(3) 関係者への謝罪と説明

対象となる卒業生に対しては、10月10日に文書の郵送により謝罪と説明を行いました。また、現在在職している児童及びその保護者に対しては、書面、一斉メール配信システム等により、お知らせしました。

(4) 再発防止策

10月6日に校長会を開催し、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導の徹底を行うとともに、誤って廃棄するということが起きないように、保存期間が過ぎた指導要録についての廃棄についての廃棄手順を徹底しました。

また、教育委員会が1学期に行っている学校訪問の際に、指導要録の管理・保存が適切に行われているか点検します。さらに、指導要録の電子保存の仕組みを整え、速やかに実施します。

非常勤教員に係る不適切な人事配置

1 通報の内容

令和5年4月に、東京都の非常勤教員に任用された職員について、本来であれば学校に配置しなければならないところ、事実上、教育委員会事務局学務課に配置している。

2 公益監察員による調査結果

教育委員会事務局の複数の職員から聴き取り調査をしたところ、既に不適切な配置に気づき、速やかに適切な人事配置が行われていることを確認した。

3 区の対応

令和5年12月に、東京都教育庁に杉並区の非常勤教員の不適切な学校外配置の実情について報告と謝罪を行いました。

本件については、非常勤教員の職務内容（若手教員の育成・支援、不応児・生徒への対応、教科指導等）から逸脱して区の業務を行わせていたということではありませんでしたが、本来学校に配置すべき非常勤教員を、教育委員会事務局学務課を含む複数課に配置していたことは適切ではなかったため、速やかに適正な配置に是正いたしました。今後は適切な人事配置に努めてまいります。

公益通報の公表に至るまでの経緯

令和6年1月26日に区長の附属機関である杉並区公益監察員からの公益通報調査結果報告に関する公表がなされるまでの経緯は、以下のとおりです。

No.	年月日	内容	対応等	告発・通報事実の認否等
1	R4.11 下旬	複数の済美教育センター(以下「センター」という)職員有志から、教育委員会事務局(以下「区教委」という)職員へ口頭による相談 ・会計年度任用職員A(以下「元職員A」という)による日常的なパワハラ行為について ・元職員Aが組織で特別扱いされていることについて	相談を受けた区教委職員から教育長へ要対応事案である旨を報告 ・教育長から管理職対応を指示 ・区教委職員から教育次長、教育政策担当部長、庶務課長に本件内容及び指示を伝えたが、具体的な調査や指導は行われず	相談内容について、調査・指導未実施
2	R5.1.19	センター職員有志から 11 月下旬の相談内容について、調査等の進展がないため、区長あてに告発文を提出したい旨、区教委職員に相談	元職員A及び会計年度任用職員B(以下「職員B」という)の不適切な行為の指摘と区教委組織での自浄作用を期待するとの意思を区教委職員は、確認したため、1月23日にセンター職員と教育次長、教育政策担当部長、庶務課長との面談を設定	
3	R5.1.23	センター職員有志による教育次長、教育政策担当部長、庶務課長との面談・告発文書①の提出	【告発事項】 ・元職員Aによる日常的なパワハラ行為及び組織で特別扱いされていることについて ・職員Bによる自動車通勤や不規則な出退勤時間と不正修正について	
4	R5.1.23 ～ 3月中旬ごろ	匿名による元職員Aのパワハラ行為に関する区長宛て1月23日付け告発文書②の郵送・受領	副区長から教育次長に対する早急対応の指示 副区長は、教育次長に対して、1月23日付け区長宛告発文書②(パワハラ行為)以外に告発等がな	元職員Aによるパワハラ行為は事実認定(区教委)

No.	年月日	内容	対応等	告発・通報事実の認否等
			<p>いか確認したが、教育次長は「ない」と回答</p> <p>教育次長、庶務課長が、1月25・27日に指導主事にヒアリングを実施し、元職員A(ヒアリング未実施)のパワハラ行為を事実認定</p> <p>教育次長から、センター所長に元職員Aのパワハラ行為の告発があったことを伝え、その内容について所長から元職員Aに確認・指導</p> <p>元職員Aから3月末での退職意向が示されたため、本件(区長宛て告発文書②)については、終結との判断(区教委)</p>	
5	R5.2.9	令和5年1月18日に実施されたセンターの定期監査に関し、監査委員事務局からセンターに対して、確認事項を問い合わせ	<p>【確認事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員Bに関して打刻修正が多数あったこと 同職員の旅行命令申請がないこと 	
6	R5.2.13	2月9日の監査委員事務局からの確認事項に対してセンターから回答	<p>【回答内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員Bは、出張が多く、途中でセンターに立ち寄ることもあることから、正確に実績を把握するため、確認後に後日に打刻修正することが多かった 旅行命令申請について、職員B本人の申し出により旅費不要とされていた <p>【再確認・回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旅行命令の未申請について、監査委員事務局職員から車(公用 	<p>職員Bの打刻修正は理由説明(センター)</p> <p>職員Bの自動車通勤は否定(センター)</p>

No.	年月日	内容	対応等	告発・通報事実の認否等
			車)利用の有無について再確認を受けたが、「当該職員は車での出勤が認められている者ではない」旨をセンターから回答	
7	R5.2.22	2月13日の確認事項に対するセンターからの回答内容の詳細について、庶務課長から追加回答	【追加回答の内容】 修正された出勤日における出張先・時間及び休暇取得の詳細	
8	R5.3.28	令和5年3月28日付け、講評第25号「令和4年度教育委員会事務局及び区立学校定期監査講評」の通知	職員Bについて、「出退勤の処理が適正に行われていなかったもの」として監査委員から注意を受けた ※令和5年5月10日付け文書により、教育次長から監査注意事項に対する対応結果(正確な出退勤打刻の順守と勤務時間中の出張動向の客観的確認)を監査委員に報告	職員Bの打刻修正は注意(監査委員)
9	R5.6.8	令和5年4月から着任した教育次長が、センター職員が区教委に提出した告発文書①(案)を発見。	当時の対応について、教育長や前教育次長、前センター所長にも確認した結果、ヒアリング対象は一部職員であり、表面的な調査にとどまっていると判断し、対象範囲を統括指導主事及びセンター関係職員とし、ヒアリングを実施するなど、再調査に着手 職員Bの不適切な出退勤や自動車通勤について、本人にヒアリングを行うとともに、庶務事務システムの修正及び後日の入力に関与した職員からも聞き取りを行うなどの調査実施 複数の職員に聞き取りを行ったが、文書に記載している内容につ	
No.	年月日	内容	対応等	告発・通報事実の認否等

			いて適切な調査が行われていないことを確認	
10	R5.8.23	教育次長から副区長へ報告	職員 B が、不正を認めたことから1月23日の告発文書①の蓋然性が高い内容が含まれていると判断し、副区長に報告	以下の3点について蓋然性が高いことを確認(区教委) ・元職員Aによるパワハラ行為 ・職員Bの不正出退勤 ・職員Bの自動車通勤
11	R5.9.6	調査を継続中だったが、その時点で判明している状況や再発防止のための今後の対応について、教育長から区長に報告	区長から引き続き調査継続と真相解明の指示	
12	R5.9.26	区長の附属機関である杉並区公益監察員に公益通報	公益監察員による調査が始まり、通報内容に告発文書①の内容が含まれていたため、区教委では、今までの調査結果について、すべて公益監察員に提出し、調査に全面協力	
13	R5.11.30	杉並区公益監察員から、区へ調査結果報告書の提出	コンプライアンス推進担当から区長に報告 区(コンプライアンス推進担当及び区教委)として、報告内容の確認調査を開始 再発防止策の検討及び区教委内の法令遵守の周知徹底	元職員Aによる私有パソコンの使用等計4件の事実認定(公益監察員)
14	R6.1.26	杉並区公益監察員からの調査結果報告書を受け、同報告書に基づき区による調査を実施したうえで、事実認定された計4件を公表	・区公式HPによる公表 ・全区議会議員あてラインワークスによる報告 ・マスコミに対するパブリシティ実施	元職員Aによる私有パソコンの使用等計4件の事実認定(区)

総合教育会議資料
令和 6 年 5 月 8 日
就学前教育支援センター
済美教育センター
教育人事企画課

指導要録保存状況の一斉緊急点検における確認漏れについて

令和 5 年度、区立小学校での児童指導要録の紛失を受け、指導要録保存状況の一斉緊急点検を実施したところです。その後、区立子供園 1 園及び区立小学校 2 校において、過年度分の指導要録（学籍）の紛失が新たに判明したため、以下のとおり報告いたします。

1 概要

区立下高井戸子供園から、令和 6 年 3 月 29 日（金）に幼児指導要録などの書類の整理を行ったところ、平成 20 年度修了児（30 名分）の幼児指導要録（様式 1：学籍に関する記録）の紛失が判明し、令和 6 年 4 月 11 日（木）に就学前教育支援センターに報告があった。

これを受け、改めて全区立子供園及び全区立学校で指導要録保管状況の再点検を令和 6 年 4 月 16 日（火）から 4 月 18 日（木）に行ったところ、新たに区立小学校 2 校において指導要録の紛失が判明した。

※ 指導要録：児童・生徒等の氏名・現住所・保護者氏名などが記録されている様式 1（学籍に関する記録：20 年保存）と、各教科の学習の記録などが記録されている様式 2（指導に関する記録：5 年保存）からなる。

2 紛失した個人情報

	園名・校名	修了児・卒業生の該当年度 (該当の様式)	人数
1	下高井戸子供園	平成 20 年度（様式 1）	30
2	桃井第三小学校	平成 29 年度（様式 1）	2
3	四宮小学校	平成 17 年度（様式 1）	1

3 原因

- ・一斉緊急点検を実施した際、点検が不十分であったこと
- ・公文書等の取り扱いに対する意識が低かったこと
- ・学校・園内における公文書等の管理が不十分であったこと

4 情報漏えいの可能性

各学校・園における文書廃棄は、一般ごみとして排出するのではなく、契約業者に依頼して溶解処分を行っており、今回の事案は、誤廃棄の可能性が高く、個人情報流出の可能性は低いものとする。

5 学校・園及び区の対応

(1) 学校・園内での調査

当該校・園においては、徹底して学校・園内を捜索したが、当該年度の指導要録（様式1：学籍に関する記録）の発見には至っていない。併せて、指導要録の保存状況の調査を改めて行い、他の年度のものもは保存されていることを確認した。

(2) 卒業・修了の確認について

各学校・園における卒業生・修了児の確認については、卒業生台帳又は修了証書授与台帳で確認が可能であり、それらを活用して卒業・修了の証明書等の発行などに対応する。

(3) 関係者への謝罪と説明

対象となる卒業生・修了児に対しては、文書の郵送により謝罪と説明を行った。また、現在在籍している幼児・児童及び保護者に対しては、書面等により通知した。

(4) 報道機関への情報提供

4月19日（金）に、広報課を通じて報道機関に対し情報提供

(5) 再発防止策

4月11日（木）に校長（園長）会を開催し、指導要録の適正な管理について、改めて教職員への周知・指導を行ったところであるが、今回の事態を踏まえ、改めて誤って廃棄するということが起きないように、保存期間が過ぎた指導要録を廃棄する際の確認事項を徹底する。

また、区立子供園において、指導要録の電子保存の仕組みを整え、速やかに実施する。

会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等について

部活動指導員及び教育研究担当として区立中学校及び済美教育センターに配置（兼任）した会計年度任用職員の通勤手当の不正受給等の概要及び区の対応について、以下のとおり報告します。

1 事案概要

- (1) 公共交通機関を利用するとした通勤届の通勤方法とは異なる方法である自転車又は自家用車で通勤し、通勤手当を不正に受給した。
- (2) 出張先へ自家用車で移動したにも関わらず、公共交通機関を利用した経路による旅行を行ったとして処理がなされ、旅費を不正に受給した。
- (3) 教育研究担当の業務に従事していたにも関わらず、同じ時間に部活動指導員の業務としても従事していたとして、重複して出勤処理がなされ、報酬を数回に渡り不正に受給した。

2 経緯

- (1) 令和6年3月25日、当該会計年度任用職員が、部活動指導員としての勤務地である区立中学校に自家用車で通勤していることが判明した。
- (2) 同日以降複数回に渡り、当該会計年度任用職員に対して、勤務実態に関する聴取を行い、通勤手当等を不正に受給していた事実を確認した。

3 会計年度任用職員の職務内容

当該会計年度任用職員は、令和2年度から5年度までの間、以下のとおり二つの職を兼任していた。

- (1) 部活動指導員：部活動の指導に関する職務（勤務地：区立中学校）
- (2) 教育研究担当：体力向上等に関する業務（勤務地：済美教育センター）

4 区の対応

- (1) 当該会計年度任用職員は令和6年度も更新予定であったが、今回の非違行為が判明したことから、令和6年度は任用しないこととした。
- (2) 当該会計年度任用職員から自認書が提出されており、不正に受給した通勤手当等の返還請求を行う。
- (3) 通勤手当の不正受給等の再発防止に向けて、改めて教育委員会事務局及び全区立学校において、会計年度任用職員への周知徹底を図る。

杉並区におけるいじめ対策の強化について

当区はいじめ対策については、杉並区いじめ防止対策推進基本方針等に基づき、学校と教育委員会事務局とが連携協力して取り組んでいるところですが、近年、いじめ問題は多様化、複雑化し、かつ件数も増加傾向にあり、令和 5 年度においては、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定するいじめ重大事態が 4 件発生するなど、これまでになく厳しい状況となっています。

いじめは、児童・生徒の人格形成や心身の健全な成長などにも重大な影響を与えかねない行為であることから、以下のとおり、速やかに具体策を講じるとともに、区はいじめ対策を総合的に推進するための基本的な考えをまとめた「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組を進めることとします。

1 いじめ対策強化のための体制等の充実

(1) 杉並区いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の調査審議機能の強化

いじめ重大事態が発生したときは、対策委員会において、いじめの事実関係を明確にするための調査審議を行うこと等とされているが、いじめ重大事態が複数同時に発生したことにより、対策委員会の委員が担う業務量が増大していることから、委員の過度の負担を軽減し、迅速な対応が可能となるよう、対策委員会の調査審議機能を強化する。

- 現在、いじめ重大事態が 4 件発生している状況に迅速に対応するため、関係者への聴取や調査報告書の作成等を行うため、新たに弁護士 2 名を委員として委嘱する（現状 1 名）。
- 聴取・調査等を円滑に実施するため、業務量に応じた委員報酬を新たに設定する（令和 6 年第 2 回臨時区議会に補正予算案を提出）。
- 関係者への聴取や調査報告書の作成等をより迅速かつ円滑に行うための方策や体制については、引き続き検討する。

(2) 教育委員会（事務局及び済美教育センター）における人員の強化

対策に要する業務量の増大に対応するため、対策委員会を補助するなどの教育委員会事務局内の人員を増員する。

- 当面の対応として、令和 6 年 4 月 1 日付けで係長級職員 1 名を庶務課に配属したところであるが、さらに 5 月 1 日付けで済美教育センターに係長級ポストを新設する。今後、いじめ対策の具体化を検討する中で、改めて必要な人員を配置する。

(3) 学校法律相談弁護士の増員

学校があらかじめ法的助言を得る機会を拡充するため、現状 3 名の「学校法律相談弁護士」を 2 名増員する（令和 6 年第 2 回臨時区議会に補正予算案を提出）。

(4) いじめ防止対策研修の実施等

学校現場における今日的ないじめ問題に対する知見を深め、いじめの未然防止、初期対応の充実等を図るため、校長、副校長及び教員向けに、学校での対応力の強化充実のため外部の専門講師を招いた研修等を実施する（令和 6 年度当初予算を活用して年度内に実施）。

今後、いじめ対策の具体化を検討する中で、改めて効果的な研修内容への見直しを図る。

2 「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定等

今後のいじめ防止対策をより一層総合的かつ効果的に推進するため、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定を進めるとともに、いじめ対策に係る基本理念やいじめを防止するための区、学校・教員、保護者の責務、対策委員会等の基本的な対策のスキーム等を盛り込んだ「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」を制定する。

3 今後の主なスケジュール（予定）

令和6年4月	令和6年第2回臨時会に「杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」の改正案及び関連する補正予算案を提出
8月	「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定
9月	令和6年第3回定例会に条例骨子案を報告
10月	区民等の意見提出手続
令和7年2月	令和7年第1回定例会に条例案を提出
4月	条例施行

令和4年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11月）として、全小中学校に対して行ういじめ及び不登校の状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年2月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告する。

1 いじめについて（4月～3月） ※令和元年度までは4月～2月までのデータを集計

年度	小学校			中学校			合計		
	認知学校数 (認知率)	認知件数 (件)	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)
28年度	41 (100%)	1,507	1,332 (88.4%)	22 (95.7%)	221	198 (89.6%)	63 (98.4%)	1,728	1,530 (88.5%)
29年度	41 (100%)	1,753	1,603 (91.4%)	20 (87.0%)	232	199 (85.8%)	61 (95.3%)	1,985	1,802 (90.8%)
30年度	41 (100%)	3,105	2,917 (93.9%)	23 (100%)	246	215 (87.4%)	64 (100%)	3,351	3,132 (93.5%)
元年度	41 (100%)	2,748	2,540 (92.4%)	22 (95.7%)	209	185 (88.5%)	63 (98.4%)	2,957	2,725 (92.1%)
2年度	38 (95%)	1,271	1,159 (91.2%)	20 (87.0%)	111	96 (86.5%)	58 (92.1%)	1,382	1,255 (90.8%)
3年度	40 (100%)	1,704	1,543 (90.6%)	19 (82.6%)	132	121 (91.7%)	59 (93.7%)	1,836	1,664 (90.6%)
4年度	40 (100%)	1,999	1,874 (93.7%)	20 (86.9%)	151	126 (83.4%)	59 (93.7%)	2,150	2,000 (93%)

※いじめ解消の判断基準

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【主な特徴】

- ・小学校の特徴としては、認知件数は多いものの、指導によって比較的短期間で解消に向かう案件が多い。中学校の特徴としては、認知件数自体は少ないものの長期間にわたって継続した指導を要する案件が多い。
- ・全体として、いじめの認知件数は増加した。これは、軽微に思われる事案であっても、本人や周囲の訴えを受け止めて適切な対応を行ったことが要因の一つと考えられる。また、いじめの指導については、いじめ対策委員会を設けて組織的な対応を行い、継続的に見守る体制を整えながら解消の判断を行う学校が見られる。

【今後の主な対応】

- ・学校では、これまで同様、年度当初や長期休業明け前など、年3回以上の校内研修やOJT等を通じて、いじめへの対応を確認する。また、未然防止につながる取組として、児童・生徒が主体的に取り組む活動や多様性を認め合う取組を進める。
- ・教育委員会では、いじめの解消に向けて各校で組織的な指導が行えるよう、必要に応じて警察等と連携しながら、管理職や生活指導主任等への研修の内容を充実させる。また、ホームページや学校便り等を活用して各校の学校いじめ防止基本方針に基づく取組について保護者への周知を促し、家庭との連携も深めていく。

2 不登校について（4月～3月） ※令和元年度までは4月～2月までのデータを集計

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率※)
28年度	39 (95.1%)	118 (0.60%)	23 (100%)	215 (3.3%)	62 (96.9%)	333 (1.3%)
29年度	38 (92.7%)	137 (0.69%)	23 (100%)	209 (3.3%)	61 (95.3%)	346 (1.31%)
30年度	39 (95.1%)	184 (0.89%)	23 (100%)	302 (4.8%)	62 (96.9%)	486 (1.8%)
元年度	41 (100%)	199 (0.95%)	23 (100%)	340 (5.3%)	64 (100%)	539 (1.9%)
2年度	40 (100%)	219 (1.04%)	23 (100%)	339 (5.23%)	63 (100%)	558 (2.02%)
3年度	39 (97.5%)	267 (1.24%)	23 (100%)	437 (6.68%)	62 (98.4%)	704 (2.51%)
4年度	40 (100%)	381 (1.74%)	23 (100%)	516 (7.63%)	63 (100%)	897 (3.13%)

※出現率＝不登校者数÷在籍者数×100

【主な特徴】

- ・不登校児童・生徒の割合（出現率）を経年比較すると、小中学校ともに増加した。これは、不登校は様々な要因・背景の結果として起きた状態であること、問題行動ではないため周囲の大人が寄り添い、共感する姿勢をもつことが重要であるという考えが浸透し、登校を強要しなくなってきたことも要因として考えられる。
- ・不登校児童・生徒数とは別に、新型コロナウイルス感染回避のために30日以上登校しなかった児童・生徒数は、小学校で28名、中学校で6名であった。これは令和3年度と比較して減少している。

【今後の主な対応】

- ・学校は、不登校を一部の児童・生徒に特別に起こり得るものとして捉えるのではなく、様々な要因や背景により、どの児童・生徒にも起こり得るものとして考え、対応していく。
- ・さらに、児童・生徒一人ひとりが安心して学べる場所となるよう、児童・生徒主体の学校・学級づくりを推進するとともに、安心して相談できる体制づくりや校内環境づくりを進め、教育相談体制の充実を図る。
- ・教育委員会では、学校の組織対応力の向上に向けた教育相談コーディネーター指名校の拡充と、済美教育センター内の不登校相談支援チームによる助言等、校内別室指導への支援に取り組む。
- ・さらに、不登校特例校設置を見据えた児童・生徒の多様な学びの選択肢の整備と、不登校児童・生徒の学びやかかわりの機会として活用が想定できる東京都バーチャルラーニングプラットフォーム事業への参加を推進する。

総合教育会議説明員一覧

	役職等	氏名
区長 部局	副区長	わたなべ こういち 渡 辺 幸 一
	副区長	しらがき まなぶ 白 垣 学
	政策経営部長	いと う 藤 むねとし 伊 藤 宗 敏
	総務部長	やまだ たかし 山 田 隆 史
	政策経営部企画課長	ふじやま けんじろう 藤 山 健 次 郎
	総務部総務課長 総務部コンプライアンス推進担当課長（兼務）	あきよし せいご 秋 吉 誠 吾
教育 委員会 事務局	教育委員会事務局次長 生涯学習担当部長（兼務）	おかもと かつみ 岡 本 勝 実
	教育政策担当部長 教育人事企画課長（事務取扱）	まつ お 尾 りょう 松 尾 了
	学校整備・支援担当部長	たかやま やすし 高 山 靖
	教育委員会事務局参事 庶務課長（事務取扱） 学校ICT担当課長（事務取扱）	わたなべ ひでのり 渡 邊 秀 則
	学務課長	もり れいこ 森 令 子
	特別支援教育課長 就学前教育支援センター所長（兼務）	かわい 合 よしと 河 合 義 人
	学校整備課長	やすかわ たかひろ 安 川 卓 弘
	学校整備担当課長（政策経営部施設整備担当課長 兼務）	すずき のぶたけ 鈴 木 伸 建
	学校支援課長	なかそね さとし 中 曾 根 聡
	教育委員会事務局副参事（子どもの居場所づくり担当） 子ども家庭部児童青少年課長（兼務）	たかくら さとし 高 倉 智 史
	生涯学習推進課長	もとはし ひろみ 本 橋 宏 己
	教育委員会事務局参事 済美教育センター所長（事務取扱）	ふるばやし かなえ 古 林 香 苗
	済美教育センター 統括指導主事	かとう のりゆき 加 藤 則 之
	済美教育センター 統括指導主事	しみず りえ 清 水 里 恵
	済美教育センター 教育相談担当課長	はんのだ さとし 半 野 田 聡
中央図書館長	でほ ゆうじ 出 保 裕 次	